

新報

明治十八年三月十七日
(西曆一千八百八十五年)
第九百十八號

時事報

佛清事件の奇效

文明社會交通頻繁ノ世ノ中ニテハ凡ソ他國ノ大事件アリ
レバ善悪利害必ズ其影響ヲ被ルチ常トス耳古キ一例ヲ
舉グレバ千七百年代ニ米國ガ英國ニ背テ獨立セシ折
佛國ニテハ忽チ其影響ヲ受ケ當時革命ノ梅蕾ハ新世界
獨立ノ春風ニ吹カレテ大ニ其破綻ヲ促カセシカハ後ノ
歴史家モ佛國ノ革命ヲ許シテ米國獨立ノ返振力ニ成リ
グリト云ヘリ矣ト是レトハ事異ナレバ客歲秋ノ頃ヨ
リ佛清ノ間稍益阻礙シ臺灣福州ノ砲撃、東京ノ血戰、本
年ノ入りテテ石浦津波ノ水軍等東洋未嘗有ノ大戦争ア
リ然ルニ我國ハ一衣帶水ヲ隔テ、此大戦争ヲ傍觀スル
ノ地位ニ立テラレバ爲メニ其影響ヲ受ケテ發明利益ス
ル所少ナカラズ先ヅ此事件アリタルガ爲メ我國ノ各新
聞社ヨリハ特ニ通信員ヲ支那ニ派遣シ其電報郵便ハ直
ニ之ヲ全國ニ傳ヘテ我國內ノ人民モ電信郵便ノ効
用ヲ知レルト同時ニ新聞ノ效力ノ大ナルヲ知リ佛清兩國
ノ強國ヲ知リ又國交際ノ事情ヲ知リ隣人ノ失計ヲ見テ
自カラ其覆轍ヲ避ケザルノ覺悟ヲ爲ス可キノ必要ヲ知
リ特ニ此際各新聞紙ノ論議スル所ハ恰カモ虎ノ見セ物
ノ傍ニ居テ虎ノ諷刺ヲ爲スト一般、自然世人ノ耳聾ニ
モ入り易クシテ爲メニ其外交思想ヲ養成シタルコト少ナ
カラズ此他尙間接直續ノ好影響ヲ蒙ラザラバ三日三夜
ノ長物論ニモ計ヘ盡ス可ヲザルベシト雖モ其中最モ著
明ナル奇效トモ云フ可キハ此事件ガ彼ノ儒教主義ヲ破
壞シテ復々顏色ナカラスメタルノ一事ナリ

抑モ我國正則ノ國憲ハ維新以來西洋近時ノ文明ヲ採用
スルニ定マリ隆運駑々奔馬ノ如ク文明主義ノ一線ヲ以
テ明治ノ昭代ヲ貫キ來リ外國人モ此有様ヲ見テ時ニ出
テ「野下下シタリ」物動テ反動之レニ繼グハ事勢ノ
自然、明治十四五年ノ頃ヨリ社會ニ一種ノ奇相ヲ呈シ
復古ノ風潮上下ニ流行シテ古物ヲ崇尚シ舊書ヲ珍重シ
筆劍起リテ佩刀ヲ想ヒ士氣奇妙ニ振フテ寶刀價値増
シ抹茶揄花琴棋古書等ノ微ニ至ルマデモ則チ風流男
子ニ接シテ復々天日ヲ見ルニ至リ三年前支那支那ノ儒
教主義ハ頓ニ再燃シ兆々現ハシテ儼然ト古書學校兒童
ノ車ニ陳列セラル、ト爲リテ古老儒流ハ雀躍
シテ喜ビニ堪ヘズ天ノ未ダ斯文ヲ亡サザル果シテ此支
運ニ迷ヒタリトテ意氣得々タル其際ニ彼ノ佛清事件アリ
リ特ニ其福州砲撃ノ折ニハ支那ニ當代ノ師宗ト仰ガ
レ孔孟ノ室ニ入ル可トマテマニ評セラレタル彼ノ強佩
倫何如璋ノ如キ平生果シテ何ノ書ヲ讀セシカ風聲鶴唳
ニ身ヲ以テ免カレ一封ノ捷奏ハ早ク九重ノ天ニ達シ
タレバ其罪擄ハント欲シテ益顯ハレ今ハ眩セラレテ裝
古ノ嫡客ト爲リタル程ニ佛流ノ師宗復々人ニ對ス可
キノ顏色ヲ見取リ一身ノ再法、儒教主義ヲ崇ハスノ理
由ナキニ似タレバ人間ノ感情ハ案外ニ鋭敏ナリ我國
一般ノ人心ハ義ニ支那流ヲ喜ビタル程ニ今ハ之ヲ嫌厭
スルコト爲リ其嫌厭ハ無情ノ器具書畫ニマデモ及ビ
儒教主義ノ如キモ亦其支那産タルノ故テ以テ漸ク我國
人ノ信用ヲ失ヒ最早兩三年前ノ地位ヲ保テ能ハサルニ
至リテ凡ソ一國固有ノ文學ハ一校ニ論ズレバ其國ノ

雜報

○中村兼輝氏 義に利根川へ出張仰付けられたる中村
内務大書記官は工部師團人ムシヨル氏と共に去る十四
日出發したり

○富田冬三氏 義に藤野紡績所事業観察のため出張仰
付けられたる富田農商務大書記官は去る十四日出發
したり

○工部省 工部大書記官石井忠亮外四氏は去る十四日
左に通仰付けられたり

御用有之愛媛縣井鹿兒島縣出張仰付候事 石井 忠亮
電信局長出張中代理被仰付候事 大書記官 福田 重固
御用有之阿仁嶺山局出張仰付候事 少書記官 紅林 武治
紅林少書記官出張中會計課長代理兼事務被仰付候事 丹羽 維孝
御用有之櫻井渡船所出張仰付候事 御用掛 高取 弘造

○歸任 義に上京せる浦和始審裁判所長判事島田政章
前橋始審裁判所長判事千谷敏徳氏は去る十四日出發歸
任したり

○一府兩縣へ出張 内務省御用機山崎元術氏之兩省に
於て去る十四日明治十八年第一回名古屋大撲金澤警衛
開業試験主事として大坂府并愛知石川兩縣へ出張申付
けられたり

○留別會 元老院權大書記官たりし山本弘氏が北海道
海運事業に従事する爲め辭表を差出して關渡となりた
りとの事以前號の紙上に記載せしが氏は近日東京
出張にて北海道へ赴くにつき一昨十五日同國の中村
權に於て元老院被委任官一同を招聘し異なる留別會と
開さるよし

○御雇外國人雇籍 上海の日本領事館御雇書記生葛野
人ヘルマンステッチレー氏は來四月十日が満期に
て解雇せべき者の處置は向ふ一箇年滿雇籍になりたり
○出張 石坂一等軍醫正の明十八日、當地出張、大坂陸
軍病院へ赴くよし

○ウギイリの占領 口即曼が大津洲中ウギイリの
北部を占領したる事に付ては屬本報上にも記載せしが
今又英國地理協會及ウギイリ探検會社の社員スクリ
ートル氏がタイムス新聞に寄せる書面を見れば口即
曼政府は探検ウギイリの北岸を占領せんと欲し其目
的を達せんが爲め有名な探検隊を遣はして且世界周遊

官省院府縣

官省院府縣
官省院府縣
官省院府縣

○第十條 各廳長官ハ前條但書ニ因リ増額若クハ別途
支出ノ要スルモノアリトキハ其事由ヲ詳具シ明細ナル
計算書ヲ添ヘ大藏省ニ經由シ大政官ノ特裁ヲ請フベシ
○第十一條 歲出中各款ノ金額ハ五ニ流用スルチ得ズ
一、款中各項ノ金額ハ大藏省ニ經由シテ大政官ノ特裁ヲ
請フニ一、項中各目ノ金額ハ大藏省ノ承認ヲ受ケテ之ヲ流用
スルチ得○第十二條 太政官ハ於テ前條臨時増額別途
支出若クハ各項ノ金額流用ヲ許可シタルトキハ其旨ヲ
大藏省及會計検査院ニ達シ大藏省ニ於テ各目ノ金額
流用ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ
○第十三條 各廳長官ハ増額別途支出若クハ各項金額
流用ノ許可ヲ得ザル前又ハ各自金額流用ノ承認ヲ得ザ
ル前ハ豫算外ノ支出ニ係リ新規ノ契約ヲ爲スチ得ス○
第十四條 各廳長官ハ收入ノ以テ既定ノ歳出豫算ヲ増
加スルチ得ス○第十五條 大藏卿ハ各廳豫算外ノ支拂
請求ヲ承認スルチ得ス○第十六條 歲出豫算中國庫庫
儲金ノ一、款ヲ豫算大藏卿之ヲ主管ス○第十七條 國庫
儲金分テ第一豫算第二豫算ノ二種トス其第一豫算
ハ太政官ノ裁定ヲ經テ支出シ第二豫算ハ支出ノ後太政
官ハ開申スルモノトス 第一豫算ハ臨時非常ノ係ル特
別ノ用途ニ充ルモノトス 第二豫算ハ年金恩給過誤納
下戻等ノ豫算額不足ヲ生スルチ之カ補充ニ供スル
モノトス○第十八條 既定ノ豫算ニ對シ國庫庫儲金ノ
増額ヲナカントスルチキハ大藏卿ハ特ニ其財源ヲ定メ
テ太政官ノ裁定ヲ請フベシ○第十九條 歲入ノ額豫算
ニ於テハ大藏卿ハ臨時其補充ノ方法ヲ按シテ太政官ノ
裁定ヲ請フベシ○第二十條 本條規中豫算書報告書ノ
格式ハ大藏卿ノ定ムル所ニ據ルモノトス○第二十一條
現行法規中此條規ニ抵触スル條項ハ廢止ス

官省院府縣

○太政官達第十二號 官省院府縣
官省院府縣
官省院府縣

明治十八年三月十六日 太政大臣西園寺三條實美
官省院府縣
官省院府縣

第一條 歲入科目ハ之ヲ分ツテ款項目節ノ四段トシ
款ヲ分ツテ項ヲ置キ項ヲ分ツテ目ヲ置キ目ヲ分ツテ節
ヲ置ク○第二條 歲入ノ性質若クハ主管ヲ異ニシ獨
立シテ要スルモノヲ款トシ其中種類ヲ異ニスルモノヲ
項トシ項中ノ種類ヲ細別スルモノヲ目トシ目ノ成立テ
明ニスルモノヲ節トス○第三條 款若クハ項ヲ置量變
換セントスルチキハ大藏卿ノ上申ニ據リ太政官ニ於テ
之ヲ定ム○第四條 目及節ノ置量變換ハ大藏卿之ヲ定
ム○第五條 節ノ置量變換ハ大藏卿ノ上申ニ據リ太政
官ニ於テ之ヲ定ム○第六條 大藏卿ハ其事由
臨時支出ノ時許ヲ得タルトキ科目ノ新設ヲ要スルチ
レハ大藏卿之ヲ定メ項以上ハ太政官ニ上申ス○第七
條 現行會計法規中本條規ニ抵触スル條項ハ廢止ス

○太政官達第十三號 官省院府縣
官省院府縣

歳入科目別冊ノ通相定候條此旨相通候事(別冊容
但作業費ニ係ル科目表ノ儀ハ返テ相達候マテ從前ノ
通相心得從來ノ大科目中科目小科目細科目ヲ改メ款
項目節ト稱スベシ)

明治十八年三月十六日 太政大臣西園寺三條實美

に名を傳ふるフ
かしめたるは
其任事する使
ると知らざりし
ものなきにあら
方は其南岸のみ
占領せしは豫め
容をす然るに英
た信すべからず
地にして沼澤多
かれども北岸は
住者は各其欲を
地ト小屋する
る數多の溪流の
も春の如し左に
占領は果して日
れ共ウギイリ
民地たるの望あり

○上海來信 上海立憲會記者
清國政府は再々
若手中心より
北天津に遷せし
り幾十年の復
程大小官吏の
形るよし當時
以益々盛んに
は益々張りア
の通行と許さ
一河毎ハ大抵三
官吏ハ附テ折
の米作は先ノ可
さとも今年け
し○總督及官
の應運を促す
の金を受くる
の大分あるよし

○日曜日と
富山縣ニ於テ香
井田川庄川、小
常照寺川、(白岩
十日迄日曜日ナ
ノ間ハ日曜日ト
たり

春の若鮎とやら
肥りたる鮎が赤く
甚だよき鮎かれと
たるか我々に分
と一度にやらかす
らん近來東京近
でも次第日でも
ゆるぎには海にも
たをも見て成る所
と映くの外鏡映
しとりに聞きた